



「特集」

人権を考える

Part 1

「みんなで築こう人権の世紀」

～考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するには、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うとともに、「相手の気持ち」を考え、「思いやりの心」を育てることの大切さが、今まさに求められています。

人権とは？

私たちが社会生活において幸福な生活を営むために必要な権利であり、日常の思いやりの心によって守られるものです。

女性の人権

家庭や職場における男女差別や配偶者等からの暴力、セクハラなどの人権問題が発生しています。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関



心と理解を深めていくことが必要です。

子どもの人権

いじめや体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

高齢者の人権

高齢者に対する就職差別や介護者

等による身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

障害者の人権

障害のある人が車いすでの乗車を拒否されたり、アパートやマンションへの入居を拒否されるなどの人権問題が発生しています。障害のある人が障害のない人と同じように生活し活動することのできる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

同和問題

同和問題に関する偏見や差別意識から、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の事案が依然として存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

外国人の人権

外国人に対する就職差別やアパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの人権問題が発生しています。文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重す

ることが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

東日本大震災に起因する人権問題

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。



▲日置小学校での人権の花運動



さまざまな人権問題

アイヌの人々、エイズやハンセン病等患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、ホームレス、性同一性障害者に対する偏見や差別、世界には人種差別など、さまざまな人権問題があります。近年では、インターネットを悪用した人権侵害も多発しています。

また、北朝鮮当局による人権侵害問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引も深刻な人権侵害問題です。

人間らしく生きる

人権問題を解決するために私たち



▲人権擁護委員による人権相談のようす

が身近なところからできること。それは、まず相手の立場を思いやること、相手の気持ちを考えることです。これは簡単そうですが、なかなかできるものではありません。我慢することもたくさん出てきます。

しかし、それが「人間らしく生きる」ということにつながっていくのです。相手の立場を思いやり、相手の気持ちを考えて生活するように心がけてみましょう。きっと自分の幸せにもつながってくるはずですよ。

人権のことで困ったときは

左記又は人権擁護委員までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。受付時間は、いずれも平日8:30～17:15です。

- みんなの人権一〇番
Tel 0570・003・110
- (最寄りの法務局につながります。)
- 子どもの人権一〇番
Tel 0120・007・110
- 女性の人権ホットライン
Tel 0570・070・810
- 山口地方事務局秋支局
Tel 0838・22・0478

人権擁護委員とは、地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害さ

れないように配慮し、人権を擁護していく手助けをすることができるとのことです。

長門市では、左記の人が法務大臣から委嘱を受け、活動しています。

- 長門地区 松浦静信、伊達敏雄、笹原芳正
- 三隅地区 沖村清美、藪木則敏
- 日置地区 三輪久榮、山崎陽子
- 油谷地区 加茂善成、森田妙子

相談・被害救済の流れ

- ① 相談・被害の申告
- ② 法務局職員・人権擁護委員の聴き取り
- ③ 調査
- ④ 侵害事実を認定
- ⑤ 救済措置(援助、調整、要請、説示等)
- ⑥ 処理結果通知アフターケア



▲ながとふるさとまつりでの人権啓発活動のようす

問い合わせ
市民課 市民相談係

Tel 23・1115

山口県人権推進指針

本指針策定から10年が経過し、社会情勢の変化や新たな人権課題も生じていることから、本年3月に改訂が行われました。

【基本理念】

すべての県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえない尊い生命(いのち)の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取り組みを推進します。

【キーワード】

- じゆう(自由) だれもが、人として大切にされ、自由に自分らしく生きることができ、地域社会の実現をめざします。
- びようびよう(平等) だれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします。
- いのち(生命) だれもが、尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします。